

クロネコゆうメール約款

府連陸交第五十七号認可年月日令和六年一月三十一日

目次

- 第一章 総則(第一条～第二条)
- 第二章 運送業務
 - 第一節 運送(第三条)
 - 第二節 運送の引受け(第四条～第九条)
 - 第三節 荷物の受取り及び配達(第十条～第十三条)
 - 第四節 指図(第十四条～第十五条)
 - 第五節 事故(第十六条～第十七条)
 - 第六節 運賃及び料金(第十八条～第二十三条)
- 第七節 責任(第二十四条～第三十二条)

第一章 総則

第一条 「クロネコゆうメール」とは、当店が荷受人までの運送の責任を負うことを前提に、荷送人からお預かりした荷物(以下「荷物」という。)を、日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。)のゆうメール(以下「ゆうメール」という。)を利用して、荷受人までお届けする運送サービスを用いる(適用範囲)。

第二条 この約款は、クロネコゆうメールによる運送に適用されます。なお、日本郵便に差出した後の運送は、日本郵便の定める事項に基づき行われます。

この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2 前項の荷物とは、冊子とした印刷物又は電磁的記録媒体(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法による記録に係る記録媒体をいう。)を指します。

2 前項の荷物は、冊子とした印刷物又は電磁的記録媒体(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法による記録に係る記録媒体をいう。)を指します。

2 前項の荷物は、冊子とした印刷物又は電磁的記録媒体(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法による記録に係る記録媒体をいう。)を指します。

第二章 運送業務

第一節 通則

第三条 当店は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

第二節 運送の引受け(出荷票等)

第四条 当店は、荷物の運送を引き受けるときは、次の事項を記載した「クロネコゆうメール出荷票」(以下「出荷票」という。)を荷送人にとに発行します。この場合、第一号及び第二号は荷送人が記載し、第三号から第六号までは当店が記載するものとします。

- 荷送人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 荷物の主な品名
- サイズ別の区分
- 発送数量(個数・冊数・通)
- 運送サービスの名称
- 当店の名称及び問い合わせ窓口電話番号
- 荷物受取日

2 当店は、前項の場合において、荷物の種類及び性質につき荷送人が通知したことに疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

3 当店は、前項の規定により点検をした場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の通知をしたことと異ならないときは、これにより生じた損害を賠償しません。

4 当店は、第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の通知したところと異なるときは、その点検に要した費用は荷送人の負担とします。

第五条 荷物の種類及び性質の確認

5 当店は、荷物の種類及び性質を確認するときは、その荷物の種類及び性質を通知することを荷送人に求めることがあります。

2 当店は、前項の場合において、荷物の種類及び性質につき荷送人が通知したことに疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

第六条 荷送人は、荷物の性質、大きさ、重量等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2 当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により当店が必要な荷造りを行います。

(外装表示)

第七条 荷送人は、荷物の外装に次の事項を見やすく表示しなければなりません。

- 荷送人の氏名又は名称及び住所
- 荷受人の氏名又は名称及び郵便番号、住所
- 「返還先」の表示
- 運送上の特段の注意事項(荷物の内容区分その他必要な事項を記載するものとする。)
- その他荷物の運送に關し必要な事項
- 「クロネコゆうメール」の表示
- 「料金後納」の表示
- 当店の名称及び問い合わせ窓口電話番号

(引受拒絶)

第八条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

- 当該運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。

2 荷送人が出荷票に必要な事項の記載をしない、荷物に必要な外装表示をしない、第五条第二項の規定による通知をしない、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき、当該運送に適する設備等がないとき、当該運送に關し、荷送人から特別の負担を求められたとき。

6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる認められる運送、信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

7 荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。

ア 暴力団、暴力団対策法第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると思われるとき

イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき

ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき。

エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあつては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)であると認められるとき。

八 天災その他やむを得ない事情があるとき。

九 荷物が次に掲げるものであるとき。

ア 火薬類、その他の危険品、変質又は腐敗しやすいもの、麻薬類、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの。

イ 荷物の性質により拒絶するもの。

- 現金及び小切手、手形、株券その他の有価証券類
- 再発行が困難な受験票、パスポート、車検証類
- 再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム類
- クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
- 遺言、位牌
- 花火、シンナー等、発火性、引火性、揮発性のありもの
- 銃砲刀剣類
- 毒物及び劇物類
- 動物類
- 複数の個人情報が入った内容物
- 貴金属、宝石その他の貴重品
- 冊子とした印刷物又は電磁的記録媒体にあつたもの
- その他当店が特に引受けを拒絶すると定めたもの

ウ 荷物一梱包の価格が運賃の範囲内の賠償では補償し得ないもの。

第九条 当店は、荷送人の利益を害さない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡若しくは他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第三節 荷物の受取り及び配達

第十条 当店は、指示された集荷先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から荷物を受け取ります。このとき、荷送人又は荷送人の指定する者は、荷物のサイズを当店に対して申告し、また、荷物が複数ある場合、サイズごとに区分して引き渡さなければなりません。

第十一条 当店が日本郵便に差し出した後の荷物の配達は、ゆうメールに適用される日本郵便の運送約款の規定に基づき行われます。

第十二条 当店は、日本郵便が荷受人を通知することとできない等の理由により日本郵便から荷物が返還されたとき、又は荷受人が理由の有無にかかわらず当店に返還したときは、荷送人より何らの指図を受けることなく、遅滞なく荷送人に対し、当該荷物を返送するものとします。

2 当店は、前項の規定により荷物の返送をしたときは、遅滞なく、返送理由を荷送人に通知します。

3 当店は、第一項の規定により荷物の返送をしたときは、その運賃、料金等の全額を收受します。ただし、当店が責任を負う事由による場合は、この限りではありません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。

第十三条 荷送人に返送すべき荷物で、荷送人不明その他の事由により当該荷物を荷送人に返送することができないときは、当店は、これを点検することができません。

2 前項の規定により当該荷物を点検してもなお当該荷物を配達し、又は荷送人に返送することができないときは、当店は、当該荷物を補修した上で保管します。

3 当店は、前項の規定により当該荷物を保管するときは、当該荷物の引渡し請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録します。

4 当店は、第二項の規定による保管を開始した日から三月以内にその引渡し請求がない場合、当該荷物の内、有価物でないものは、当該荷物に記載された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却します。又、当該荷物の内、有価物でないものは、これを売却するものとするもの、又はその保管に必要な費用を要するものは、これを売却するものとするもの、又はその保管及び処分を要した費用に充当し、余剰があるときは保管します。

5 第二項の規定により当該荷物の保管を開始した日から一年以内に引渡し請求する者がいないときは、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び前項の規定により保管される売却代金は当店に帰属します。

第四節 指図

第十四条 荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送その他の処分につき指図をすることができ、また、この場合の指図を第一項に定める運賃等の返還は行わないものとします。

2 前項に規定する荷送人の権利は、荷物を荷受人に引き渡した時に消滅します。

3 第一項に規定する指図に従って行う処分に関する費用は、荷送人の負担とします。

第十五条 当店は、運送上の支障が生じるおそれがあると認める場合は、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2 前項の規定により、指図に応じないときは、当店は、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第五節 事故

第十六条 当店は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

2 日本郵便へ、荷物が著しい損傷を発見したとき又は日本郵便への差出が著しく遅延したときは、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、荷物の処分につき指図を求めます。

3 当店は、前項の場合において、指図を待ついとまがないときは、又は荷送人の利益のために、当店の裁量によって、当該荷物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

4 当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

5 第二項の規定にかかわらず、当店は、運送上の支障が生じると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

6 当店は、前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分を要した費用は、荷物の損傷又は遅延が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥によるときは、荷送人の負担とし、その他のときは当店の負担とします。

8 当店が荷物を日本郵便に差し出した後の滅失、損傷については、日本郵便が行う事故の際の措置により当店に通知があった場合に限り、前七項により取扱います。

9 危険品等の処分

第十七条 当店は、荷物が第八条第九号アに該当するものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するための処分をします。

2 前項に規定する処分を要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節 運賃及び料金

第十八条 当店は、引き受けた運送に対して、国土交通大臣に届け出た運賃その他運送に関する料金(以下「運賃等」という。)を收受します。

2 運賃等は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

3 当店は、收受した運賃等の割戻しはいたしません。

第十九条 当店は、荷物を受け取る時に、荷送人から運賃等を收受します。

2 前項の場合において、運賃等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃等の確定後、荷送人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

(延滞料)

第二十条 当店は、荷送人が前条の運賃等を支払わなかったときは、荷物を荷受人に配達した日の翌日から支払ひを受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払ひを請求することがあります。

(運賃請求権)

第二十一条 当店は、荷物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負う事由によって、荷物の滅失、著しい損傷が生じたときは、その運賃等を請求いたしません。この場合において、当店は既に運賃等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。

2 当店は、荷物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって、荷物の滅失、著しい損傷が生じたときは、その運賃等の全額を收受します。

第二十二条 当店は、第十六条及び第十七条の規定により荷物の処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃等を收受します。ただし、既に当該荷物について運賃等の全部又は一部を收受している場合において

不足があるときは、荷送人にその支払ひを請求し、余剰があるときは、これを荷送人に払い戻します。

(中止手数料)

第二十三条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるものを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人からの運送の中止の指図があつた場合において、当店が運送上の支障が生じるおそれがないと認める場合には請求いたしません。

2 前項の中止手数料は、一運送契約につき、運賃等の相当額とします。

第七節 責任

(責任の始期)

第二十四条 荷物の滅失又は損傷についての当店の責任は、荷物を荷送人から受け取った時に始まり、

(責任と挙証)

第二十五条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失し若しくは損傷し、又はその滅失若しくは損傷の原因が生じたときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は 사용자 による運送のために使用した者が、荷物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(免責)

第二十六条 当店は、次の事由による荷物の滅失又は損傷については、損害賠償の責任を負いません。

- 当該荷物の欠陥、自然の消耗
- 当該荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 同盟罷業、同盟怠業、社会的騷擾その他の事変又は強盗
- 不可抗力による火災
- 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 予見できない異常な交通障害
- 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 荷送人による外装表示の記載過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過失

(引受制限荷物等に関する特則)

第二十七条 第八条第六号及び第七号に該当する荷物については、当店は、その滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

2 第八条第九号に該当する荷物については、当店がその旨を知らずに運送を引き受けた場合は、当店の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物については、荷送人がその旨を外装に表示せず、かつ、当店がその旨を知らなかつた場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかつたことにより生じた荷物の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第二十八条 荷物の損傷についての当店の責任は、荷物を荷受人に引き渡した日から十四日以内に当店に通知を発しない限り消滅します。

2 前項の規定は、当店がその損害を知って引き渡した場合には、適用しません。

(損害賠償)

第二十九条 荷物の滅失又は損傷の場合における当店の損害賠償責任は、荷送人又はその承諾を得た荷受人の指示により、次の各号の一に該当する方法によるものとします。

- 当該荷物の運賃等の返金
- 当該荷物の代替品の無償運送

(除斥期間)

第三十条 当店の責任は、荷受人への荷物の引渡し完了した日(荷物の全部滅失の場合にあつては、その引渡し完了すべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2 前項の期間は、荷物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができません。

(連絡運輸又は利用運送の際の責任)

第三十一条 当店が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

(荷送人の賠償責任)

第三十二条 荷送人は、荷物の性質又は欠陥により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかつたとき又は当店がこれを知っていたときは、この限りではありません。